

平成26年9月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年9月10日(月)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者34名

1番 山崎 清弘	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登
8番 森 敦孝	9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉
11番 小谷 清雅	12番 皿田 功	13番 田渕 宏
14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行
20番 青木 登	21番 那須 京子	22番 那須 克
23番 上森 力	24番 寒川 加代子	25番 玉置 伸
26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達
32番 長嶺 博司	33番 川井 洋之	34番 中村 洋子
35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳	37番 峯園 五郎
38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者

2番 玉置 俊裕 32番 長嶺 博司 35番 矢敷 勇氣男
36番 松本 忠巳 38番 石谷 強

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

8番 森 敦孝 9番 更井 寛司

議長

それでは皆さんこんにちは、定刻になりましたので定例委員会を始めさせていただきます。やっと夏が来そうな天気、昨日から素晴らしい青空が見えているんですけども、皆様、梅干しが大変遅れてきていることと思います。また、みかんの方も、かなり糖度が低いという事で、この先どうなるかわかりませんが、大変心配されるところでございます。先月、私も始めて県の農業会議の総会と理事会に出席させていただきました、その中で農業委員会の改革についての話がありまして、この改革案につきましては、非常に上のほうでデスクワークと言うんでしょうか、現場の状況がわからないまま流れてきたような話しぶりでございますので、大変、我々現場の者とかけ離れた考え方になっていると思いますので、そこら辺どういふふうに埋め合わせしていくかという事が、これからの課題になるかと思っておりますので、青年給付金の事もありました、あれも2転3転といろいろ変わって、皆さん現場が混乱するような状態になってきましたんで、今の政治の農業に対する進め方が、ただ辻褄合わせみたいなことをして、最後に辻褄が合わないようなことになってきてしまっていて、大変心配するばかりでございますけども、我々現場としては、一つひとつこの案件をしっかりと審議しながら、農業者一人ひとりのために農業が安定して出来るように、これからも頑張っていきたいと思っております。それでは、案件のほうに入って行きたいと思っております。まず最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想

による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 237㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のスモモと梅、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の登記簿6594㎡の内2, 379㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とミカン、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2, 001㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の6, 036㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、畑の4, 818㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成36年9月30日、新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 530㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成36年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2, 938㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日、更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1, 549㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日、新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 311㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成31年9月30日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の222㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成32年9月30日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1, 519㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年10月1日から平成31年9月30日、新規です。12番〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 362㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成51年9月30日、新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の981㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年10月1日から平成56年9月30日、新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 042㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間4万円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成36年9月30日、新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の2, 451㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年10月1日から平成29年3月31日、新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田と畑の1, 772㎡、貸

手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻と野菜、期間は平成26年10月1日から平成29年8月31日、新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、他14筆、畑の8、024㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅と野菜、期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日、新規です。合計17件、52筆、42、172㎡、貸手15名、借手13名です。この17件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ご審議をいただくのですが、12番13番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除く15件にそれでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんがサラリーマンで、親戚の方が1番、2番を耕作されていたんですけども、されないという事で、JAさんの紹介で友達〇〇〇〇さんが借りてくれるようになりました。梅のミカンもなかなか良く出来ております。異議ございません。

議 長 はい、1番、2番異議なしとの事で、次は3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件につきましては、2番の〇〇〇〇委員が担当されておりますけども、本日所要の為欠席をされておりますので、私から説明させていただきます。この〇〇〇〇さんは青年就農者で若い方で、規模を拡大させて経営を安定させるという事で頑張っておられる方という事で、特に問題はないという事であります。以上です。

議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の息子さんで、今年も漬けていますから問題ないと思います。

議 長 はい、5番。
〇〇 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは元々〇〇〇の出身で、〇〇〇〇さんの家の近くで住んでおられまして、異議はありません。次に6番は、〇〇〇〇さんは定年退職されて、〇〇〇〇さんに借りてもらうそうです。7番も〇〇〇〇さんの案件ですけども、先程の〇〇〇〇さんの従兄弟になります、異議ありません。8番、これも〇〇〇〇さんはサラリーマンで〇〇〇〇さんに作ってもらうようで、異議ありません。

議 長 はい、9番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番ですけども、これは20年程前に〇〇〇〇で区画整理した土地でありまして、近くの〇〇〇〇さんが借り受け、問題ありません。それから10番ですけども、先程の5番の隣ですけども、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんに貸すという事で、問題ありません。

議 長 はい、11番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番について、〇〇〇〇先生は90歳以上の高齢で作ることができません。〇〇〇〇さんに作ってもらうという事で異議ございません。

議 長 はい、14番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇の方でおりますが、〇〇〇〇さんの奥さんは〇〇

○出という事で、大変広範囲に作られているという事で、問題ありません。

議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番と16番同時に所見を言います。借手の〇〇〇〇さんにつきましては、〇〇〇に行っておるんですけども、若手で農業も一生懸命やっていますんで、特に異議ないと思います。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸手の〇〇〇〇さんは、3年前の台風12号で、溝の整備をしまして事故を起こしまして、奥さんも単車で転倒しまして、3年程前から農業の出来る状態でないという事で、友人の方々が草を刈ったり、業者に出して管理しておりましたけども、今回、農業公社さんが間に入られまして、借りていただける方が見つかったという事で、地元のからは勿論喜んでおります。局長さんも先達で場所の確認に来ていただいております。問題ございません。

議 長 はい、以上15件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員退席)

議 長 続きます、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番、13番は〇〇〇〇さんの息子さんで、大変農業に一生懸命取り組んでおります。問題ありません。

議 長 はい、12番、13番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員着席)

議 長 ここで、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出の追加議案がございまして、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 追加の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1, 332㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万6千円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成27年9月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、畑の3, 199㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とミカンと水稻、期間は平成26年10月1日から平成27年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の242㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年10月1日から平成27年9月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 383㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年10月1日から平成27年9月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1, 670㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3

万円口座払い、期間は平成26年10月1日から平成27年9月30日の更新です。合計5件、16筆、7,826㎡、貸手1名、借手5名です。この5件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長
〇〇番 委員

それでは、追加議案5件の逐条審議をお願い申し上げます。1番。
はい、〇〇番〇〇です。すべて1年更新で、貸手は同じ人、借手は〇〇〇の人で問題ありません。

議 長

はい、1番から5番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番の玉置俊裕委員さん、32番の長嶺博司委員さん、35番の矢敷勇氣男委員さん、36番の松本忠巳委員さん、38番の石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、8番の森敦孝委員さん、9番の更井寛司委員さん、よろしくお願いいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更について、議案第5号農地等売渡あっせん申し出について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届け出について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,263㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は60㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。この方の耕作面積は50aありませんので、農地法第3条第2項第5号の下限面積の不足に該当するんですけども、政令で相当の事由がある場合はこの限りではないと書かれておりまして、それが農地法施行令第6条第3項第3号によって例外により許可が下りるというのがありまして、当該地が後で5条転用で出てくる残地でありまして、面積も小さく、転用後の状況は隣接する農地が〇〇〇〇さんの農地しかない状態になっておりまして、不許可の例外に該当するという事で処理させていただくこととなります。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,010㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は208㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,004㎡、他1筆、合計面積は1,599㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は

〇〇〇、〇〇〇〇、売買。営農計画書が添付されておりまして野菜と梅を作られるそうです。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
 〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これは4月にあっせんした物件で、問題ありません。

議 長 はい、2番。
 〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これは5条申請で出てきますが、〇〇〇〇さんの農地が進入路及び駐車場になる件につき、この部分を貰い受けるというものです。足りない分につきましては、事務局の説明いただきましたので、この部分についても異議ありません。

議 長 はい、3番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ありません。

議 長 はい、4番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇番の〇〇〇〇さんの案件ですが欠席で、この件については異議ありませんと報告するよう連絡をいただいております。

議 長 はい、5番。
 〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上3条申請5件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は170㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅71㎡、駐車場他99㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成8年9月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意は共にございます。周囲を道路と住宅に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は354㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅64、59㎡、道路法面他289、41㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。周囲を山に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は60㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場60㎡、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でござ

います。周囲を山に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕地、面積は625㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸資材置場625㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。周囲を山と川に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は345㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅107、4㎡、駐車場他237、6㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は当初抜き、隣接同意は不要でございます。水利同意はございます。周囲を山と宅地に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5、01㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園、進入路900、1㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は895㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園、進入路900、1㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は85㎡、他1筆、合計面積152㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場85㎡、庭67㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共に不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上8件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9月8日朝8時30分頃に、〇〇〇で愛須局長、小倉係長、〇〇〇の〇〇〇〇委員と私の4名が揃い現地に出て行きました。前の日に台風12号が発生して中止になるだろうなと思っていましたが、涼しく雨も降らずに快く、5条申請8件、形状変更1件、2条証明1件と10件の現地調査を行ってまいりました。それでは、5条の1番から報告させていただきます。1番から説明させていただきます。申請場所は〇〇〇、鉄塔の東側で、現況は野菜畑で大変立地条件の良い所でありました。東側南側が宅地、西側は道路と宅地、北側は市道という事で、転用理由として

は、申請地の周辺は日当たりも良く、回りも宅地や道路で、〇〇〇〇さんから宅地を借りて住宅を建築したいという事で申請をもらっております。建物については鉄骨2階建1棟と駐車場で、周囲にフェンスをはり、排水については、合併浄化槽処理、雨水とともに前の道路側に側溝がありますので、そこへ流すという事で、別段支障がないと思われます。2番ですけれども、〇〇〇の東隣になるんですけれども、現況は梅畑でございます。東側には宅地、南側には道路と一部畑があるんですけれどもそれについては同意があります。西側には畑、これも同意をもらい、北側には境内地という事で、水利組合はないようでございます。〇〇〇〇さんが社宅を建築するのに〇〇〇〇さんから購入して建築をされるみたいです。切土70cm、法面保護、コンクリート舗装して、U字溝と排水柵を設置します。排水については、U字溝を新設して重圧管から集水柵へ排水を流すという事で、同意もあり支障がないものと思われます。同じ所になるんですけれども3番は、隣接には先程説明した住宅が建つという事で、その駐車場60㎡、切土70cm、法面保護とコンクリート舗装、排水については、U字溝、重圧管から集水柵へ水を流すという事で、同意等もあり支障がないものと思われます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番の〇〇〇の件ですけれども、これは現状維持で、草が生えているのを刈って、梅干しの人に貸すという事で、何ら問題ないと思われます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5条申請の5番ですけれども、〇〇〇の〇〇〇〇さんの上になります。現況畑ですけれども、東側に本人所有の宅地、南側西側には市道、北側には本人さんの畑という事で、水利組合からは同意書をもらっております。申請理由としては、〇〇〇〇から無償で譲り受け、〇〇〇〇の近くに自分の住宅を新築するという事で申請をもらっております。転用内容は、住宅2階建て、進入路と駐車場、盛土無しで現況で締め固め、北側には擁壁、擁壁の下から東側に水路を新設し、合併浄化槽で処理をし、雨水は新設の水路から市道の方へ放流するという事で、支障のないものと思われます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番と7番は同じ所でございます、これは〇〇〇の裏側からちょっと上へあがった高台になります。この土地の1mほど上で〇〇〇〇が共同生活介護施設を建つようにしていました。その運動広場と入る進入路という事です。2mの市道がありますが狭いという事で道を少し広げます。〇〇〇〇さんの土地は、その道の入口のちょっと突き出た部分を5、01㎡広げる予定です。それと水については、排水溝がございまして何ら問題がないと思われます。隣接には田と梅畑が少しありましたが、隣接同意もあり何ら問題ないと思われます。8番の〇〇〇の件でございますが、85㎡の分は駐車場、67㎡の分は庭木を植えるという事で、ただこの場所は階段になっておりまして、切土、盛土しないで使う予定で、一番上に屋敷がありまして、その家も改修してゲストハウスに使うそうございまして、その1m程下がった67㎡の所に庭木を植えて、そのまた1m50cmくらい下の土地に車3台くらい置くような市道と同レベルの駐車場作

議 長 そうです。そういう事で同意もあり何ら問題ないと思います。以上です。
はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げますが、
〇〇〇〇さんの件がありますので、1番を除き2番から審議をお願いしま
す。
2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番につきまして、現調委員さんのご報告通りで
ありまして異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、〇〇〇から〇〇〇を600mほど上っていった
所の農免道路沿いにある土地です。この周りが、〇〇〇〇さんという同じ
人の梅干場になっていまして、梅干場に借りたいということです。周りが
同じ高さでもありますし、異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は、〇〇〇〇さんの宅地の隣の土地で、娘さん
の家を建つという事で、何ら問題ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番については、現地調査委員さんの説明の通り
であります。ここは、前回審議いたしました、〇〇〇〇のグループホーム
と下の方には〇〇〇〇さんの関係の施設がございます。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この物件は、災害の時に水害で浸かった所で、現在空家
になっておるんですけども、リホームして利用していただけるという事で
異議ありません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請7件共異議なしとの事でございます。
そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さ
ん退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 それでは、1番について審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程から説明ありましたように問題はないと思います。

議 長 はい、1番について異議なしとの事でございます。そのように取り扱って
よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 それでは、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願に
ついて事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でな
い旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記が
田、現況は雑種地、面積は256㎡、他2筆、合計面積は1,038㎡、
申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、平成3年、県道〇〇線の改良工事に

地権者として用地買収に協力しました。そして、その改良工事の際に現在の地形になり現在に至っています。当時から、高齢であったこともあり、申請地で耕作することは一度もありませんでした。この間、〇〇〇〇と〇〇〇〇の資材置場として貸出し、〇〇〇〇の駐車場として利用されたこともあります。以上から、平成5年を境に利用状況は雑種地であり耕作の目的に供される土地ではありませんでした、でございます。以上、農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は、〇〇〇〇さん奥の300mくらい廻って行った土地の内側でございます。地面も踏み固められ、〇〇〇〇の檀家さんが墓場にしたいという土地でございます。ここの現場からは家は一軒も見えない所でございます。日当たりは良かったと思います。場所としては、半分は道路に隣接し、残りの半分は谷や川に面してまして、何ら問題はないと思います。

議長 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおり何ら問題ありません。

議長 長 はい、議案第3農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4農地の形状変更願について、これは〇〇〇〇の案件になりますので、退席をさせていただきます。会長代理の〇〇〇〇委員さんよろしく申し上げます（〇〇退席）

（〇〇番委員） 議長を務めさせていただきます。それでは議案第4農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

小倉 係長 6ページをお願いします。議案第4農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,193㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土してうね状の畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

（〇〇番委員） はい、有難うございます。それでは、現地調査代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この物件については、〇〇〇の〇〇〇〇より東へという事で、〇〇〇の裏手になるんですけども、碁盤の目のように水路を掘って水を流しているようですけども、その碁盤の目についての横の所だけを、うね幅だけを埋めて縦の水路はそのまま残しておくという事で、埋める高さにしても25cmから30cmの道路よりも低い盛り土をするという事で同意書もいただいておりますので、何も別段支障ないものと思われまして、

排水等については縦の水路がそのまま残っていますので、そちらから既設の水路へ全て流し込むという事で、別段支障ないと思われま

(〇〇番委員) はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんの説明のとおり、問題ございません。

(〇〇番委員) はい、議案第4号農地の形状変更願1件、異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

(〇〇番委員) はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇着席)

議 長 続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第5号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,463㎡、作物は梅で10アール当たり収穫量は2,000kg、希望価格は200万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は385㎡、他に1筆ございまして、合計面積は6,936㎡、作物はみかんで10アール当たりの収穫量は3t、希望価格は500万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況は畑、面積は2,479㎡、作物は梅で10アール当たり0kg、希望価格は300万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,254㎡、作物はみかんで10アール当たりの収穫量は200kg、希望価格は50万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上4件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは、〇〇〇に住んでいるんですけども、〇〇〇という事で遠距離にある、そういう事で今年も自分の持っている田畑が大変多いございますので、そこまで中々収穫まで手がまわらなかつたという事で、経営の効率化のために手放したいという事でございます、以上問題ありません。

議 長 地形の方はどうですか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この畑は〇〇橋から500mくらいで〇〇川という大きな目の溝があるんですけども、その道沿いにあります。ただし、車が直接入らないので、モノラックをそこの道に引っ付けて、そこで物の運搬をしている所です。現場は、西向きのちよつときつめの傾斜畑で南高梅を植えます。20年生が7割くらいと5,6年生が残りであります。状況はそういうところであります。

議 長 はい、有難うございます。続きまして2番。〇〇〇の件の状況説明をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番の物件ですけども、場所については〇〇〇〇の〇〇

〇〇さんから道路を挟んで山手側になるんですけども、場所については傾斜地であります。ミカンの晩柑類を植えたんですけども、22、3歳の子供さんが就職して、旦那さんが亡くなられて、お婆ちゃんと3人で生活しているんですけども、中々、ミカンとか梅という事ですが維持していくのが難しいので、この機会に出来れば農業委員さんのほうで誰か買ってくれる人がいればという事で申請にいたったような状況です。よろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございます。続きまして3番。〇〇〇の件の状況説明をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇、場所については〇〇〇の〇〇〇という所にあつて、そこを下りたら〇〇〇なんですけども、その左手の尾根の上の方なんです。裏側が〇〇〇のパイロットの辺りです。2, 479㎡の梅畑で300万円は高いなと思われるんですけど、地籍調査が終わっていない場所で実測は6反くらいだという事です。梅は8年生、9年生なんですけども、忙しくてこの場所まで採りにいけない。人手不足と経営を集約したいという事です。長男は居られるんですけど〇〇〇〇で出世街道を走ってますんで、後継者になり得ないだろうという事で、夫婦二人で作るのには大変だという事です。南東向きの12段くらいの畑です。モノラックもありますし南紀用水のクーラーもあります。農道もセメント舗装してあります。以上です。

議 長 はい、有難うございます。4番。〇〇〇の件の状況説明をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この申請者の方が〇〇〇ですけども、所在地が〇〇〇という事で私の方から報告させていただきます。場所は3年前の台風の大水害で甚大な被害を受けた〇〇谷という所でございます。南向きの比較的なだらかな畑でございます。数年前から放棄しておりまして、去年に雑木を伐採して苗を植えたという状況でございます。〇〇〇〇さんも高齢で、娘さんも勤められていますし、中々管理が出来ないという事でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号4件につきまして、あつせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あつせん委員さんを私の方から指名させてもらつてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番の〇〇〇の物件ですけども、地元の〇〇〇〇委員さんと隣接の〇〇〇の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇の〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。2番の〇〇〇の物件は、〇〇〇〇委員さんと隣接の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇の〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。3番の〇〇〇の物件は、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと隣接で〇〇〇の〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。4番の〇〇〇物件は、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと隣接の〇〇〇の〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。以上4件よろしくあつせんしていただきたいと思ひます。

- 〇〇番 委員 〇〇番です。1番の件について〇〇〇〇委員さんにお伺いしたいんですけども、〇〇〇の物件に関しては、反当たり150万円くらいですけど、後は70万円から50万円ですが、〇〇〇の物件は相当良い場所にあるのか、将来宅地になる所か、その辺具体的に説明をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。正直言ってここは道がないんですね。そして傾斜地です。将来の何かと言うのは難しいと思います。ただ、梅の価格はわかりませんが、200円くらいで売れば4、5年で土地代は出るというふうなことで、たぶんこの値段を出しているんだと思います。現実には、隣接というか隣の人でないと中々難しいと思います。
- 〇〇番 委員 確かにわかりました。でも、金額的にだいたい反当たりこれは場所によって違いますけども、100万円ないし7、80万円ていうところが農業委員会全体での相場というか、特別良い所は高いんだろうけど、その辺わかりにくかったんでお伺いしただけです。わかりました。
- 議 長 はい、あっせん委員さんよろしく申し上げます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 8ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は梅畑、面積は629㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農業用倉庫90㎡、転用面積は199、73㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出をいたしました4条3件、5条5件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして地籍調査の結果について、事務局から説明お願いいたします。
- 小倉 係長 本宮町湯川、本宮町久保野の地籍調査結果について報告。
- 議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。
予定しておりました案件全て終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。
- 愛須 局長 農業委員研修会、農地中間管理事業について説明する。
- 小倉 係長 農地パトロールの次の日程について説明する。
- 松平 主査 農業者年金の加入推進説明と紹介のお願い。
- 議 長 はい、農業者年金のほうですけども、実は先月の28日に年金協会の理事長がわざわざ田辺まで来られまして、田辺とみなべは後継者が多いし、青年給付金をもらっている方も多いことから、推進の重点地区に指定して力

を入れてもらいたいという事でわざわざ来られております。理事長の話によりますと、どのアンケートをとりましたが、若い方は50%以上の方が農業者年金の事を知らないという事なんで、それを何とかして広げていきたいという事でございます。私も10年近く農業者年金の推進なり会議なり出ており、この中にも加入していただいた方々もございますし、推進で身を結ぶことも難しいと思いますが、損になることではございませんので、将来20年、30年先の保障をもらうという事でございますし、国民年金だけでは老後の生活も難しいという事で、是非、チラシをもって広報活動に力を入れていただきたいと思います。つきましては16日の農業委員研修会の中で、東京の年金基金から勝俣理事が来て説明してくれるという事なので、是非話を聞いていただいて広報活動に繋げて頂きたいと思います。大変厳しい折ではございますけれども、若い方々の将来のために、今回の年金は、運用利回りも悪くはないし、税金の控除もできるという事でございますので、是非とも若い方々に、こういう年金あるで、どうなと広めていただきたいと思っております。以上ですけれども他に何かございませんか。なければ、本日はこれで終了いたします。長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後4時18分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

8 番委員

1 1 番委員

議 長